

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案（正副委員長たたき台）

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p>
<p>(森林文化及び森林教育の振興)</p> <p>第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。</p>	<p>(森林文化及び森林環境教育の振興)</p> <p>第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに<u>かんがみ</u>、その保全及び活用が図られなければならない。</p>
<p>(事業者の責務)</p> <p>第十条 (略)</p> <p><u>(県と市町との協働)</u></p> <p>第十条の二 <u>県は、市町が三重のもりづくりに関する重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法(昭和三十九年法律第百六十一号)その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。</u></p> <p>2 <u>県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。</u></p>	<p>(事業者の責務)</p> <p>第十条 (略)</p>

<p>(県産材の利用の促進)</p> <p>第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(県産材の利用の促進)</p> <p>第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(森林教育の振興)</p> <p>第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>(森林環境教育の振興)</p> <p>第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>

※ 附則において、「三重県民の森条例」及び「三重県上野森林公園条例」中の「森林環境教育」という文言も「森林教育」に改める。

※ 条例全体について、条例制定以降の常用漢字の変更(平成22年)に伴う形式修正(「かんがみ」→「鑑み」など)も併せて行う。